

本試験攻略模擬試験 正誤表

問題編

〈第1回〉

該当箇所			誤	正
P3	問 6	1 行目	動産	不動産

解答・解説編

〈第3回〉

該当箇所				正
P5	問 1 5	肢 4 を加入		4 誤り。土地の利用目的の変更について勧告に従わなかった場合、丁県知事はその旨及びその勧告内容を公表できるが、必ず公表しなければならないものではない(同法26条)。
P8	問 2 1	肢 1	全て	1 誤り。施行地区内の土地区画整理事業は、都市計画事業として施行される場合とそうでない場合の2種類があり、全て都市計画事業として施行されるわけではない。また、都市計画事業として施行される土地区画整理事業は、土地収用法第3条各号の一に規定する事業に該当するとみなし、同法が適用される（都市計画法第69条）が、都市計画事業として施行されない土地区画整理事業は、土地収用法第3条各号に規定されていないため、同法の適用がない。
P8	問 2 2	肢 4	全て	4 正しい。農地の賃貸借の存続期間については、民法の賃貸借の存続期間に関する規定（604条）がそのまま適用されるため、その期間は50年を超えることができない。